

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険税条例(昭和 32 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「第 24 条の 37」を「第 24 条の 36」に改める。

第 21 条第 2 号中「(当該納税義務者を除く。)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

《 第 1 8 条関係 》

◆ 条ずれの修正

- 既に特別徴収対象被保険者であった者にかかる仮徴収について、地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、引用している箇所に条ずれが生じたので、その改正を行うものです。

[平成26年4月1日から施行]

《 第 2 1 条関係 》

◆ 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

- 均等割と平等割の4割軽減適用世帯について、判定所得を24万5千円増額することで、より多くの世帯に軽減を適用できるようにするものです。

[平成26年4月1日から施行]

入間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の36</u>に規定する支払回数割保険税額に相当する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の37</u>に規定する支払回数割保険税額に相当する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険</p>

<p>者_____及び特定同一世帯所属者_____ 1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,400円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,600円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,200円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円</p>	<p>者(当該納税義務者を除く。))及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。) 1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,400円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,600円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,200円</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円</p>
---	--